

付帯メニュー定義書

【電気とのセット割（定率）】

野田ガス株式会社

2023 年 9 月 1 日実施

目次

1	実施期日	3
2	定義	3
3	適用条件	3
4	割引内容	4
5	適用開始日	4
6	適用廃止	4
7	電気とのセット割（定率）の定義書の変更および廃止	5

付帯メニュー定義書【電気とのセット割（定率）】（以下「電気とのセット割の定義書（定率）」といいます。）は、当社のガス小売約款（一般）またはL Pガス継続的供給（販売）契約書をご契約いただいているお客さま向けに、当社の電気需給約款および電気料金メニュー定義書（基本プラン）にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

電気とのセット割の定義書で定める付帯メニュー（以下「電気とのセット割（定率）」といいます。）は、合算メニューの対象となります。

1 実施期日

電気とのセット割（定率）の定義書は、2023 年 9 月 1 日より適用します。

2 定義

電気需給約款および電気料金メニュー定義書（基本プラン）に定義される言葉は、電気とのセット割（定率）の定義書においても同様の意味で使います。

3 適用条件

当社は、以下の条件をすべて満たすお客さまからの電気とのセット割（定率）のお申し込みを、当社が承諾した場合に、電気とのセット割（定率）を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- ① お客さまが、当社の電気需給約款にもとづく電気需給契約（以下「電気の契約」といいます。）の契約者であり電気料金メニュー定義書（基本プラン）が適用されていること、かつ、当社のガス小売約款（一般）またはL Pガス継続的供給（販売）契約書にもとづくガスの契約（以下「ガスの契約」といいます。）の契約者であること。
- ② お客さまの電気料金メニュー定義書（基本プラン）が適用される電気の契約における需要場所が、原則として、お客さまのガスの契約における需要場所の範囲内であること。なお、ガスの契約における需要場所はお客さまに適用される当社のガス小売供給約款（一般）またはL Pガス継続的供給（販売）契約書によるものとします。
- ③ ガスの契約により計算されるガス料金と電気の契約により計算される電気料金を合算払いすること。

4 割引内容

当社は、3（適用条件）に定める条件をすべて満たすお客さまからの電気とのセット割（定率）のお申し込みを承諾した場合には、お客さまの対象となる電気料金メニューの毎月の基本料金および電力量料金の合計（付帯メニューの適用がある場合は、この「電気とのセット割（定率）」を除くすべての付帯メニューを適用した後の合計額）から、その合計に 0.005 を乗じた額を割引きます。なお、割引額は、小数点以下切り捨てとします。

5 適用開始日

電気とのセット割（定率）の割引の適用開始日は、原則として電気とのセット割（定率）が付帯する電気料金メニューの適用開始日とします。ただし、お客さまが新たに電気の需給を開始した後にガスの使用を開始した場合の電気とのセット割（定率）の割引の適用開始日は、以下のとおりとします。

- ① 電気の需給開始からガスの使用開始までの日数が 30 日未満である場合

電気の需給開始日とします。

- ② 電気の需給開始からガスの使用開始までの日数が 30 日以上である場合

ガスの使用開始日以降かつ当社がお客さまからの電気とのセット割（定率）のお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の計量日とします。

6 適用廃止

当社は、以下の場合には、電気とのセット割（定率）の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

- (1) 電気の契約が解約等の理由により終了した場合

電気需給約款 31（お客さまからの電気需給契約の解約）または 32（当社からの電気需給契約の解約等）による解約日または終了日

- (2) お客さまが 3（適用条件）に定める適用条件を満たさないことが判明した場合

適用条件を満たさなくなった日の直後の電気の計量日

ただし、以下のいずれかの場合は(1)で定める解約日とします。

- ① 適用条件を満たさなくなった日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合
- ② お客さまが 3（適用条件）を満たすガスの契約の使用廃止にあたり、

当該ガスの使用廃止の申し出の際に、電気需給約款 31（お客さまからの電気需給契約の解約）にもとづき電気の契約を解約する旨および解約希望日を申し出ていただき、かつ当該ガスの使用廃止日から当該電気の解約日までの日数が 30 日未満である場合

7 電気とのセット割（定率）の定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、電気とのセット割（定率）の定義書を変更する場合には、電気需給約款 4(本約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、電気とのセット割（定率）の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 電気とのセット割（定率）の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。